

予告

福島県 中小企業等業務改善応援事業

# 国の業務改善助成金を活用して 生産性向上・賃金引上げに取り組む事業者に 上乗せ補助金を支給します！

## 補助要件

- ✓ 令和8年9月以降に、福島労働局へ業務改善助成金の申請を行い、支給決定通知を受けていること
- ✓ 価格転嫁の「パートナーシップ構築宣言」を行っていること

## 対象者

福島県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者・個人事業主  
(みなし大企業を除く)

## 補助対象経費

- ① 業務改善助成金（以下「助成金」）の助成対象経費  
※助成金の交付額確定時に助成対象と認められた経費が対象です
- ② 助成金の申請にかかった社労士報酬

## 補助額

- ① 助成金の対象事業費の自己負担額の  $\frac{3}{4}$
- ② 社労士報酬の  $\frac{3}{4}$  ※上限10万円

国助成金に  
県がプラス  
最大  
**150万円**

## 必要書類

- ① 交付申請書兼請求書（県様式）
- ② 業務改善助成金交付額確定及び支給決定通知書の写し
- ③ 国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書  
（及び事業実施結果報告）の写し
- ④ 書類作成に係る社会保険労務士の報酬額が確認できる領収書等の写し
- ⑤ 福島労働局に受理された申請書の控えの写し
- ⑥ 口座番号が分かる通帳のコピー ほか

## 注意

県への交付申請受付期限は令和9年2月26日（金）必着です。国の助成金の交付申請及び事業実績報告の手続きに時間を要し、期限までに国の交付額確定及び支給決定通知等を受けられない場合は、本補助金の申請書類を提出することができず、補助対象外となる可能性がありますので、あらかじめご留意ください。

つきましては、設備投資の検討及び国への助成金申請について、早めの準備をお願いします。

～本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として実施します～ R8.7.1

## ■お問い合わせ・送付先■

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県 商工労働部雇用労政課（平日8:30～17:15）

メール:koyourousei@pref.fukushima.lg.jp ☎:024-521-7289

